

交通安全計画 (3～7年度)を 策定しました



国土管理課交通安全係 (☎5722-9442、FAX5722-9636)

交通安全対策とともに、安全利用による自転車活用を進めていくため、3年5月に交通安全計画を策定しました。区民の皆さんが安全、安心に通行できる交通環境の整備に取り組んでいきます。

目標像 歩行者が安心して歩けるやさしさのあるまち

主な取り組み

- 交通安全対策
自転車利用者・子ども・高齢者を対象とした交通安全対策(重点項目)、交通違反の防止、交通環境の整備ほか
- 自転車活用の推進
自転車の安全利用、自転車利用環境の整備ほか

計画(全文)と計画素案に対する意見募集の実施結果は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・6階土木管理課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター、図書館のほか、ホームページ(右コード)でご覧になれます。
※感染症対策のため、施設での閲覧を休止する場合があります



6月は 環境月間です



環境保全課環境計画係
(☎5722-9356、FAX5722-9401)

国は、環境基本法で6月5日を環境の日と定め、6月を環境月間としています。この機会に、私たち一人ひとりが環境のためにできることを考え、小さなことから取り組んでみませんか。

環境パネル展 区の温暖化対策や環境事業などを紹介します。

日時 6/5(土)8:30~6/11(金)15:00
会場 総合庁舎本館1階西口ロビー

環境に優しい 暮らしの情報が満載! めぐろスマートライフ

楽しみながらエコや省エネを実践するコツを紹介しているホームページ(右コード)です。



児童育成手当・児童手当

子どもが健やかに育つことを目的に、受給資格に該当する養育者に手当を支給します。支給対象は、申請月の翌月分からとなります。手当を受給中のかたには、現況届を6月上旬に送付しますので、6月中に手続きをしてください。

児童育成手当

園子育て支援課手当・医療係 (☎5722-9645、FAX5722-9328)

- 育成手当
受給資格 次の①または②に該当する平成15年4月2日以降生まれの子どもの養育者(所得制限<下表>あり)
①父母が離婚・死亡などにより、ひとり親の状態にある(父または母が事実上の婚姻関係にあるときを除く)
②父または母に重度の障害がある
手当額 子ども1人当たり月額13,500円
- 障害手当
受給資格 心身に中度以上の障害がある20歳未満の子どもの養育者(所得制限<下表>あり)
手当額 子ども1人当たり月額15,500円

所得制限額(2年中の所得)

扶養人数	児童手当	児童育成手当
0人	622万円	360万4千円
1人	660万円	398万4千円
2人	698万円	436万4千円
3人	736万円	474万4千円

※以降扶養人数が1人増すごとに、38万円を加算
※所得は、年間収入から給与所得控除(または必要経費)、医療費控除、ひとり親控除などを差し引いたもの

児童手当

園子育て支援課手当・医療係 (☎5722-9162、FAX5722-9328)

受給資格 中学校修了(平成18年4/2以降生まれ)までの子どもの養育者

手当額 ※高校生以下の子どもから第1子と数える

対象	手当額(子ども1人当たり月額)	所得制限額(左下表)以上の場合は一律5千円
3歳未満(3歳の誕生日分まで)	1万5千円	
3歳~小学校修了前	第1・2子※	1万円
	第3子以降※	1万5千円
中学生	1万円	

このようなときには手続きを(★公務員の場合は勤務先で手続き)

- 子どもが生まれた 出生翌日から15日以内に、生計中心者の住所地(★)で手続きをしてください
- 受給者(養育者)が区外へ転出する 区に提出した転出予定日で受給資格が消滅します。翌日から15日以内に、新住所地(★)で手続きをしてください
- 子どものみが区外へ転出する 区で引き続き受給するための手続きが必要です
- 受取口座を変更したい 受給者名義の口座のみ指定可能です(配偶者や子ども名義の口座は不可)
- 受給者が公務員になった、公務員でなくなった 勤務先と住所地の両方で手続きをしてください。手続きが遅れると、返還金や手当を受給できない期間が生じる場合があります
- 子どもが里親に養育されるようになった、施設に入所・退所した 子育て支援課手当・医療係にご連絡ください

HIV検査・相談は 匿名・無料で受けられます!

6/1~7はHIV検査普及週間
6/1~30は都HIV検査・相談月間

園感染症対策課 (☎5722-9896、FAX5722-9890)

HIV検査は、エイズの原因ウイルスであるHIVに感染しているのかを血液で調べる検査です。HIV感染に特徴的な症状はなく、感染の可能性を調べるためには検査を受けるしかありません。

HIV感染は予防が可能です。また、早期発見・治療によりエイズの発症を抑制することもできます。感染が心配なときは、迷わず相談や検査を受けましょう。

パネル展 日時 6/1(火)~7(月)8:30~17:15
会場 総合庁舎本館1階西口ロビー

HIV・性感染症(クラミジア・梅毒)検査

日時 毎月第3月曜日9:00~11:00
<臨時検査>日時 6/7(月)9:00~11:00
会場 総合庁舎本館3階保健予防課

申し込み方法
電話で、感染症対策課(☎5722-9896、FAX5722-9890)へ。窓口申し込み可

都のHIV検査・相談

<HIV検査>6月は、クラミジア・りん菌検査も受けられます。
日時 月~金曜日15:30~19:30、土・日曜日13:00~16:30
(祝・休日を除く)

会場 東京都新宿東口検査・相談室(JR新宿駅下車10分)
申し込み方法

電話で、東京都新宿東口検査・相談室(☎6273-8512、FAX6273-8532)へ。ホームページ(右コード)から申し込み可



<電話相談> ☎3227-3335
受付時間 月~金曜日12:00~21:00、
土・日曜日、祝・休日14:00~17:00